

高山市選挙管理委員会告示第21号

令和8年8月30日執行の高山市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額を次のとおり定め、同法第196条の規定により告示する。

令和8年8月23日

高山市選挙管理委員会
委員長 川 上 実

記

高山市長選挙 候補者1人につき	8,621,100円
-----------------	------------